

独立行政法人 環境再生保全機構（非特定）

所在地 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号 044-520-9501 郵便番号 212-8554

ホームページ <http://www.erca.go.jp/>

根拠法 独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）

主務府省 環境省総合環境政策局総務課（評価委員会庶務）

設立年月日 平成 16 年 4 月 1 日

沿革 昭 49.6 公害健康被害補償協会 → 昭 63.3 公害健康被害補償予防協会 → (*1)
昭 40.10 公害防止事業団 → 平 4.10 環境事業団

(*1) → 平 16.4 独立行政法人環境再生保全機構（注）

（注）環境事業団のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業、環境浄化機材貸付業務及び環境情報提供業務を除く。

目的 公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

業務の範囲 1. 公害に係る健康被害の補償に関する次に掲げる業務を行うこと。イ ばい煙発生施設等設置者及び特定施設等設置者からの汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の徴収、ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第 13 条第 2 項の規定による支払、ハ 補償法第 48 条の規定による納付金の納付。2. 補償法第 68 条に規定する業務を行うこと。3. 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であって次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。イ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの、ロ

外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの、ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの。4. 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

5. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実にかつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の交付を行うこと。6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第3項の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。7. 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。イ 認定、ロ 救済給付の支給、ハ 特別事業主からの特別拠出金の徴収。8. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

○ 前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

○（業務の特例） 当分の間、前二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。①廃止される前の環境事業団法第18条第1項第2号から第5号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務で旧事業団法が廃止される前に開始されたものを行うこと。②旧事業団法の規定により設置され、及び譲渡された施設等についてその賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその賦払金に係る債権の管理及び回収を行うこと。③旧事業団法の規定により貸付けられた資金に係る債権の管理及び回収を行うこと。

財務及び予算の状況

<資本金> 15,955百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位:百万円)

	区別	中期計画予算 (平成 21~25 年度)	平成 25 年度予算
収入	運営費交付金	10,373	1,505
	国庫補助金	24,089	2,010
	その他の政府交付金	87,285	17,656
	都道府県補助金	10,000	1,500
	長期借入金	41,400	3,500
	環境再生保全機構債券	20,000	-
	業務収入	278,440	48,835
	運用収入	6,375	1,297
	その他収入	1,370	252
	計	479,333	76,554
支出	業務経費	352,095	62,507
	公害健康被害補償予防業務経費	260,200	47,784
	うち人件費	2,264	403
	石綿健康被害救済業務経費	45,541	10,075
	うち人件費	1,982	281
	基金業務経費	43,170	4,163
	うち人件費	733	134
	承継業務経費	3,184	484
	うち人件費	1,579	259
	借入金等償還	129,615	13,662
	支払利息	6,924	328
	一般管理費	4,234	766
	うち人件費	1,936	335
	その他の支出	5,035	-
	計	497,903	77,262

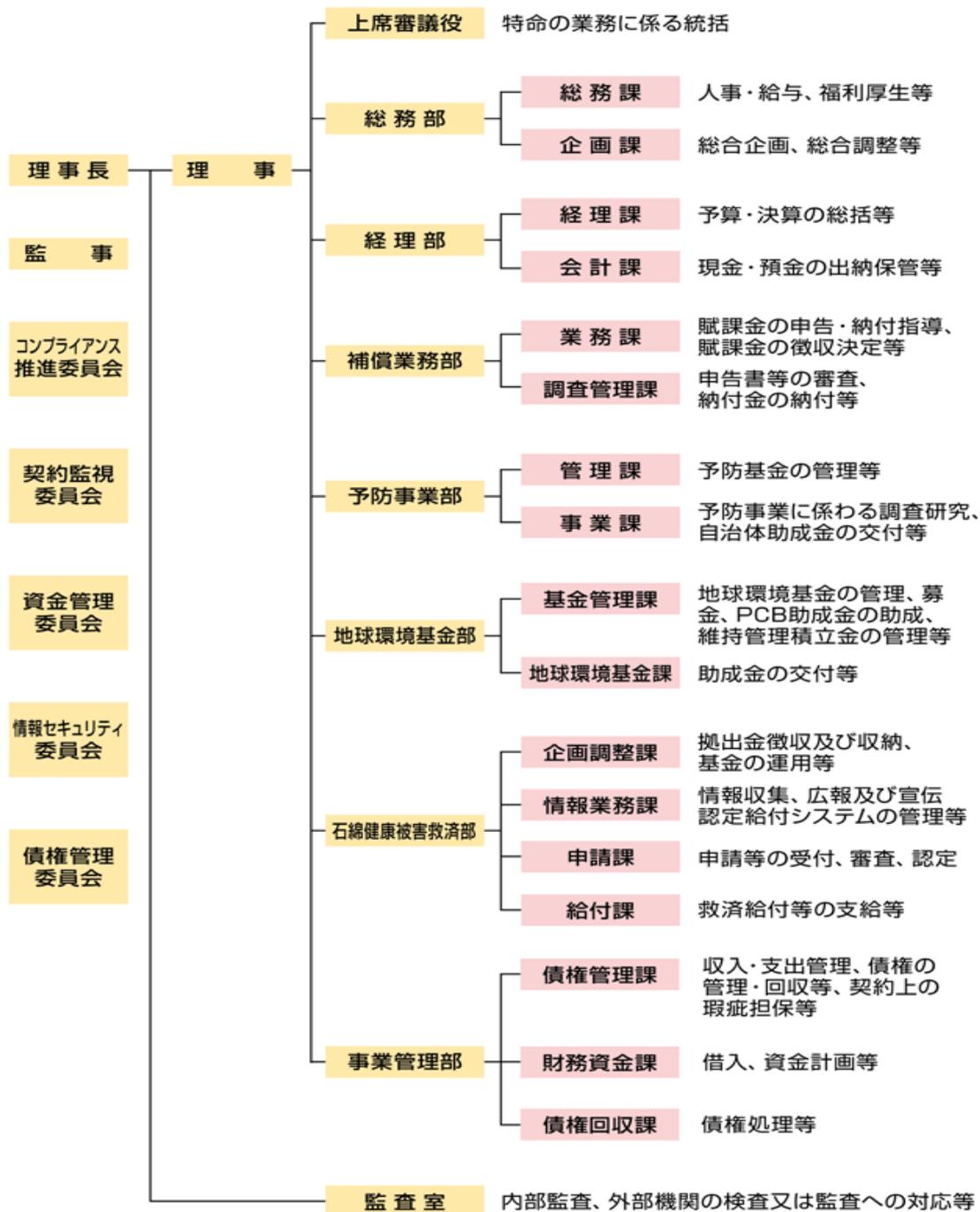
<短期借入金の限度額> 18,600百万円

組織の概要

＜役員＞ （理事長・定数1人・任期4年）福井 光彦 （理事・定数3人以内・任期2年）武川 明夫、今井 辰三、栗山 俊勝 （監事・定数2人・任期2年）野口 貴雄、（非常勤）沼野 伸生

＜職員数＞ 171人（常勤職員142人、非常勤職員29人）

＜組織図＞



中期目標

I. 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、広く情報提供を行い、業務の質の向上を図るものとする。

個々の業務については、以下のとおり目標を定める。

<公害健康被害補償業務>

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、収納率を平成19年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

業務の効率性を高める観点から、本中期目標期間からは、汚染負荷量賦課金の納付催告、申告書の審査処理事務の一部等についても民間委託等を行うこと。

その際、これまで商工会議所へ委託していた事務と合わせて、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を活用するとともに、人員及び経費について、具体的な削減目標を立てた上で、目標達成に向けた取組を行うこと。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。

2. 都道府県に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化

都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。

(2) 納付金のオンライン申請の推進

納付金の申請等については、FD・オンライン申請により行われているが、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、本中期目標期間中の数値目標を定め、オンライン申請を推進すること。

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。

また、実施効果が、十分に把握されていない現状を踏まえ、事業の実効性を確保する観点から、本中期目標期間からは、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努め、その上で、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、改善すること。

さらに、環境省が平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」を実施していることを踏まえ、環境省とともに事業の実施方法を検討し、23年度以降速やかに見直すこと。

3. 調査研究

(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気の汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化すること。

また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図ること。

(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行う。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

5. 研修の実施

地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。

また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

6. 助成事業

助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図ること。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成先の固定化の回避

助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成

継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。

また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うなどにより、環境活動の裾野を広げるための取組の推進を図ること。

(2) 助成の重点化等

助成対象については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図ること。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間については、平成20年度実績を維持すること。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。

2. 振興事業に係る事項

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。

(2) 研修事業の効果的な実施

受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。

3. 地球環境基金の運用等について

地球環境基金の増額を図るため、積極的に募金獲得活動等を行い、本中期目標期間中における具体的な目標を設定した上で、目標達成に向けた措置を講ずること。

また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表すること。

<維持管理積立金の管理業務>

最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく維持管理積

立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。

<石綿健康被害救済業務>

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施
 - (1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。
 - (2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。
2. 制度運営の円滑化等
 - (1) 認定患者等のニーズの把握に努め、制度の運営や広報活動等に反映させること。
 - (2) 医療機関等との連携、調査、情報収集、指定疾病に関する知識の普及等、業務実施の円滑化に向けた取り組みを行うこと。
 - (3) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運用状況の公開を図ること。
3. 認定・支給の適正な実施
 - (1) 医療費の支給に係る認定申請及び特別遺族弔慰金等の支給に係る請求について、迅速かつ適切な処理を行うこと。
 - (2) 各種給付について認定後、迅速かつ適正な支給を行うこと。
4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

業務の一層の電子化による効率化を進めるとともに、セキュリティの確保を図り個人情報適切に管理すること。
5. 救済給付費用の徴収

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。
6. 救済制度の見直しへの対応

法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。

III. 業務運営の効率化に関する事項

1. 組織運営

- (1) 組織体制及び人員の合理化目標の明確化

業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、事務及び事業の見直しを踏まえた現行の管理部門等の組織体制並びに人員の合理化に向けた計画を中期計画等において具体的に記載し、その計画を着実に実行すること。
- (2) 内部統制（コンプライアンス）の強化

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を速やかに策定し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。

また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。

(3) 大阪支部の廃止

大阪支部の事務については、業務運営の効率化を図る観点から、本部において実施することとし、大阪支部は、本中期目標期間中に廃止すること。

(4) 石綿健康被害救済業務に係る組織体制の見直し

石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に増員が必要な場合は、機構全体の既存業務の合理化、見直し等により確保することとし、組織の肥大化を招くこととならないようにすること。

2. 業務運営の効率化

(1) 経費の効率化・削減

一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図ること。

① 一般管理費

一般管理費(人件費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%を上回る削減を行うこと。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費(人件費を除く。)及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。)について、本中期目標期間の最終年度において第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行うこと。

③ 人件費

人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、総人件費改革の取組を23年度まで継続すること。

また、機構の給与水準(平成19年度、事務・技術職員)は、対国家公務員指数で114.7に下がった(平成18年度指数119.3)ものの、なお国家公務員給与の水準を上回っており、是正に向けて取り組む必要があると認められ、管理部門等の見直し等を通じ、給与水準の見直しを行うとともに、こうした取組状況や給与水準の検証結果について公表すること。

④ その他

官民競争入札等の活用が出来る業務を検証する観点から業務の見直しを速やかに

実施すること。

(2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。

(1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。

(2) 温室効果ガスの排出削減については、実施計画の着実な実行により、削減目標を達成すること。

IV. 財務内容の改善に関する事項

1. 予算、収支計画及び資金計画の作成等

自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことにより、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を300億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。

また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、原則としてサービサーに委託し、本中期目標期間中におけるサービサー委託債権残高に対する具体的な目標を定め、委託することとし、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。

なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を要求する。

3. 保有資産の見直し

戸塚宿舎については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、本中期目標期間中に売却すること。

V. その他の業務運営に関する重要事項

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。

また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、給与体系を見直すこと。

【独立行政法人環境再生保全機構】

貸借対照表
(平成25年3月31日)

(法人単位)

(単位：円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
現金及び預金		42,430,788,053
有価証券		131,824,090,076
割賦譲渡元金	54,058,157,152	
貸倒引当金	△ 7,228,376,633	46,829,780,519
未収収益	315,325,583	
貸倒引当金	△ 990,396	314,335,187
未収金		922,576,431
賦課金未収金	6,340,100	
貸倒引当金	△ 285,034	6,055,066
貸付金	4,881,181,885	
貸倒引当金	△ 899,675,730	3,981,506,155
その他流動資産		3,860,196
流動資産合計		226,312,991,683
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物及び附属設備	103,748,605	
減価償却累計額	△ 53,358,367	50,390,238
工具器具備品	136,141,917	
減価償却累計額	△ 108,505,110	27,636,807
土地		89,900,000
有形固定資産合計		167,927,045
2 無形固定資産		
ソフトウェア		89,633,416
その他無形固定資産		676,005
無形固定資産合計		90,309,421
3 投資その他の資産		
預託金		12,860,000,000
投資有価証券		69,703,432,711
敷金保証金		222,281,536
破産更生債権等	4,031,081,433	
貸倒引当金	△ 3,515,416,706	515,664,727
投資その他の資産合計		83,301,378,974
固定資産合計		83,559,615,440
資産合計		309,872,607,123

(負債の部)			
I 流動負債			
運営費交付金債務		1,885,195,557	
預り補助金等		15,208,334	
1年以内償還予定環境再生保全機構債券 債券発行差額	5,000,000,000 △ 254,239	4,999,745,761	
1年以内返済予定長期借入金		8,661,528,000	
未払金		1,878,498,395	
未払費用		414,406,769	
短期リース債務		2,436,840	
預り金		12,168,349	
引当金			
賞与引当金	16,998,022	16,998,022	
割賦繰延利益		43,422,604	
流動負債合計			17,929,608,631
II 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金	44,592,533		
資産見返補助金等	93,526,662	138,119,195	
石綿健康被害救済基金預り金			
長期預り補助金等	62,759,364,947		
長期預り拠出金	6,694,990,976	69,454,355,923	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金			
長期預り補助金	39,336,401,840		
長期預り寄附金	231,536,848	39,567,938,688	
環境再生保全機構債券 債券発行差額	15,000,000,000 △ 457,629	14,999,542,371	
長期借入金		7,884,607,000	
預り維持管理積立金		72,779,237,450	
引当金			
退職給付引当金	690,618,354	690,618,354	
長期リース債務		7,107,450	
固定負債合計			205,521,526,431
III 法令に基づく引当金等			
納付財源引当金		10,879,777,381	
法令に基づく引当金等合計			10,879,777,381
負債合計			234,330,912,443
(純資産の部)			
I 資本金			
政府出資金		16,044,563,260	
資本金合計			16,044,563,260
II 資本剰余金			
資本剰余金		6,285,302	
損益外減価償却累計額		△ 31,226,501	
民間等出えん金		43,628,248,557	
資本剰余金合計			43,603,307,358
III 利益剰余金			15,893,824,062
純資産合計			75,541,694,680
負債純資産合計			309,872,607,123

損益計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(法人単位)

(単位：円)

科 目	金 額	
経常費用		
公害健康被害補償業務費（※1）		45,688,563,476
公害健康被害予防業務費（※2）		1,164,739,635
石綿健康被害救済業務費（※3）		4,133,988,318
地球環境基金業務費（※4）		859,038,671
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務費（※5）		2,516,320,131
維持管理積立金業務費（※6）		180,786,149
建設譲渡業務費		
事業資産譲渡原価	10,671,886,921	10,671,886,921
受託業務費（※7）		13,612,208
一般管理費（※8）		888,143,883
財務費用		
支払利息	497,501,200	
債券発行費	1,146,250	498,647,450
経常費用合計		66,615,726,842
経常収益		
運営費交付金収益		1,529,462,017
賦課金収益		
汚染負荷量賦課金収益	36,012,229,400	
特定賦課金収益	2,560,500	36,014,789,900
石綿健康被害救済基金預り金取崩益		
石綿健康被害救済事業交付金収益	3,352,397,287	
拠出金収益	217,039,395	3,569,436,682
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益		
ポリ塩化ビフェニル補助金等収益	2,446,510,159	
寄附金収益	43,995,000	2,490,505,159
維持管理積立金運用収益		159,995,820
事業資産譲渡高		10,675,348,397
政府受託収入		13,612,208
補助金等収益		
公害保健福祉事業費補助金収益	33,362,000	
公害健康被害補償事業交付金収益	8,797,921,866	
自立支援型公害健康被害予防事業補助金収益	200,000,000	
石綿健康被害救済事業交付金収益	699,242,016	9,730,525,882
資産見返運営費交付金戻入		22,635,945
資産見返補助金等戻入		30,028,407
貸倒引当金戻入		2,153,666,820
財務収益		
預託金利息	199,117,242	
有価証券利息	973,079,783	
割賦譲渡利息	1,544,787,549	
貸付金利息	118,590,889	
その他の受取利息	11,588,072	2,847,163,535
雑益		201,822,523
経常収益合計		69,438,993,295
経常利益		2,823,266,453
臨時損失		
固定資産除却損		6,936,925
臨時損失合計		6,936,925
臨時利益		
資産見返運営費交付金戻入		3,879,399
資産見返補助金等戻入		1,882,748
納付財源引当金戻入		496,848,272
臨時利益合計		502,610,419
当期純利益		3,318,939,947
前中期中目標期間繰越積立金取崩額		81,119,531
当期総利益		3,400,059,478